

普通預金 [決済専用無利息型] 規定

普通預金 [決済専用無利息型](以下、「本預金」といいます。)については、<u>普通預金規定</u>、<u>普通預金(照合表口)規定、総合口座取引規定</u>によるほか、次の規定(以下、「本規定」といいます。)により取扱います。

なお、普通預金規定、普通預金(照合表口)規定、総合口座取引規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. 利息

普通預金規定、普通預金(照合表口)規定にかかわらず本預金には利息をつけません。

2. 普通預金への切り替え

- (1) この預金口座を普通預金、普通預金(照合表口)へ切り替えるときは、当行所定の手続をしてください。普通 預金、普通預金(照合表口)への切り替えを行った場合は、普通預金 [決済専用無利息型] 規定の適用を取止 め、普通預金規定、普通預金(照合表口) 規定、総合口座取引規定を適用するものとします。
- (2) 前項にて切り替え後の普通預金、普通預金(照合表口)には、普通預金規定、普通預金(照合表口)規定にもとづき利息をつけます。

以上

(2010年1月10日現在)

★ このウィンドウを閉じる